

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループが、持続的な成長、発展を遂げ、社会的責任をはたしながら、より豊かな車社会の実現に貢献していくためには、株主やお客様をはじめ、従業員、お取引先、また、地域社会からの信頼をより一層高めることが必要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとしております。

当社グループでは、コンプライアンス経営をかね、変化の激しい経営環境のなか、経営の意思決定において、迅速かつ正確に行われる体制の整備を図るとともに、経営に対するチェック体制の強化に努めております。

また、株主や投資家の皆様に対しましては、会社の財政状態及び経営成績や経営政策の迅速かつ正確な公表または開示を基本とし、今後も企業の透明性を高めて行く所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤 國春	1,311,000	27.09
東葛ホールディングス従業員持株会	251,300	5.19
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250,000	5.16
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	225,000	4.65
損害保険ジャパン株式会社	225,000	4.65
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社	225,000	4.65
稲田 麻衣子	152,700	3.15
林 未香	142,300	2.94
林 凜乃介	137,500	2.84
林 廉志郎	137,500	2.84

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
笹本 憲一	公認会計士											
熊澤 亮輔	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹本 憲一	○	○	――	公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげている等、豊富な経験と知識を有していることから監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当社との間において特別の利害関係はなく「上場管理等に関するガイドライン3-5-(3)の2」で規定する事由に該当しないため、独立性が高い立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれもないと判断し、独立役員に指定しております。

熊澤 亮輔	○	——	税理士の資格を有しており、会計事務所の所長、各団体の監事、理事等としての豊かな経験と税務等の高い専門知識を有していることから監査等委員である社外取締役として選任しております。
-------	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査等委員会の求めがある場合には、管理部で対応しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部統制システムについて、内部監査室との間で事業年度内の内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について意見交換を行っております。 また、監査について、会計監査人である監査法人A & Aパートナーズから報告及び説明を受けるとともに、適宜情報・意見交換などを行い情報の共有化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、社外役員を選任するにあたり独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、当社との間に特別な利害関係がなく、上場金融商品取引所である東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」で規定する事由に該当していないこと等を勘案し、独立性が高いと判断できる者を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
当社は、従来の役員退職慰労金制度に代わる制度として株式報酬型ストックオプションを導入し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して新株予約権を付与しております。 また、取締役及び監査等委員である取締役(社外取締役を除く)へのインセンティブの付与として役員賞与制度を採用しており、その支給については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、営業活動の成果を反映する連結営業利益並び経営環境等を総合的に勘案して取締役会の決議により決定しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び連結子会社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書のなかで、取締役、監査等委員である取締役、社外役員の別に支給人員、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を記載しております。

2021年3月期

・取締役(監査等委員である及び社外取締役を除く) 総額64,191千円(固定報酬54,000千円 ストックオプション5,191千円 役員賞与5,000千円)
・監査等委員である取締役(社外取締役を除く) 総額13,000千円(固定報酬12,000千円 役員賞与1,000千円)
・社外役員 総額1,800千円(固定報酬1,800千円)

取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の役員賞与の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位・職責等に応じて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。上記のほか、連結子会社である株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役2名に対し44,800千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(役員賞与を含む。)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会であり、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、別途定めている役員報酬規程における階層毎の報酬額の目安、担当職務、業績及び貢献度並びに経験等を総合的に勘案して決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日はいずれも2019年6月26日であり、その決議の内容は次のとおりです。

・報酬額(役員賞与を含む年額)
取締役(監査等委員である取締役を除く) 200,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)
監査等委員である取締役 100,000千円以内
・ストック・オプション報酬額
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 100,000千円以内

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針
役員の報酬の総額は、株主総会の決議により決定し、各取締役への報酬はその総額の範囲以内で、各取締役への報酬はその総額の範囲内で、会社の業績および従業員給与との釣り合い、同業他社等の水準を勘案して、取締役会において決定しております。基本報酬は月給制としております。
- b. 役員賞与(業績連動報酬等)に関する方針
役員賞与は、会社の通期業績に応じて取締役会で決定し、各取締役への賞与の配分は、取締役会において決定しております。役員賞与の支給時期は、通期決算での利益確定後としております。
- c. ストックオプション(非金銭報酬等)に関する方針
毎年定時株主総会の日から1年後の日までの期間(以下「支給基準期間」という。)に各取締役に割当てる新株予約権の数は2,000個を上限として、報酬基準額を当該新株予約権1個当たりのオプション価格で除し、算出された数(以下「割当個数」という。)をもとに取締役会にて割当個数を定めます。ただし、計算の結果、1個未満の端数が生じた場合は切り捨てます。新株予約権のオプション価格の算定には、ブラック・ショールズ・モデルを用いております。ストックオプションの権利行使期間は、相続の場合を除き、新株予約権割当契約書に定める期間の範囲内で、当社の取締役及び関連子会社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内と定めております。
- d. 報酬等の割合に関する方針
株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。
- e. 報酬等の決定の委任に関する事項
個人別の報酬額のうち基本報酬及び役員賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位・職責等に応じて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に對してサポートする専任の部署は設置していませんが、必要に応じて管理部で対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役6名、監査等委員である取締役3名の合計9名で構成されており、議長は代表取締役社長が務めております。毎月1回の通常取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えるべく、必要に応じて、関係部署の担当者等の出席を求めて、報告を受け、あるいは意見聴取を行い、また状況に応じて公認会計士及び顧問弁護士に意見を求めることにより、チェック機能を高めるべく努め、運用しております。

なお、当社は、定款において、取締役全員の同意により書面または電磁的記録により決議できること、また、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

監査等委員会は、上記に記載の監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成されており、内部監査部門等と連携して取締役会の事項の決定過程及び取締役の業務執行状況を監査監督しております。

当社は監査法人A&Aパートナーズを会計監査人として選任し、会計監査を委任する契約を結んでおります。

会計監査人は監査項目、監査体制、監査スケジュール等を内容とする監査計画を立案し、監査等委員会に対して、第1四半期から第3四半期までは四半期レビュー報告を、また、期末には期末決算に関する監査結果報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督しております。取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えるべく、必要に応じて、関係部署の担当者等の出席を求めて、報告を受け、あるいは意見聴取を行い、また状況に応じて公認会計士及び顧問弁護士に意見を求めております。監査等委員である取締役は取締役会の事項の決定過程及び取締役の業務執行状況を監査監督しております。

以上のことから、経営監視機能としては十分に機能する体制が整っていると考えており、適切な業務執行に支障がないと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の第55期定時株主総会につきましては法定期日(株主総会開催日の2週間前)の6日前に発送いたしました。 また、書面発送日の3営業日前に金融商品取引所のウェブサイトの開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を回避した日程で株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内に【ライブラリー】の項目を設け、有価証券報告書、決算短信、事業報告、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内にIR担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。
- (2) 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めていきます。
- (3) 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。
- (4) 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- (2) 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。
- (3) 当社の管理部門が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。
- (2) 当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- (3) 当社グループは、取締役会を、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。
- (4) 当社グループは、取締役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。
- (3) 当社は定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
- (4) 当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

7. 監査等委員会を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会の承認を得るものとします。
- (2) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

- 1) 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- 2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

9. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができるものとします。
- (2) 監査等委員は、内部監査室との間で適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等について意見交換をするなど常に連携を図るものとします。
- (3) 監査等委員が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

当社グループは、警察及び顧問弁護士との連携のほか、千葉県暴力団追放県民会議及び千葉県企業防衛協議会に参加し、平素より情報収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを情報管理主管責任者を中心に検討し、開示が必要な事項については迅速に開示を行うことを原則としております。

また、必要に応じて公認会計士及び顧問弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに情報管理主管責任者に内容を連絡、確認を行うとともに臨時取締役会に報告、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要な事項については迅速に開示を行うこと原則としております。

また、必要に応じて公認会計士及び顧問弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受けております。最終的に決算取締役会において承認された決算財務数値を決算情報として当日開示を行っております。

(参考資料：模式図)

